

FAQ

1. 商号の変更について

- (1)新商号 AGペイメントサービス株式会社 となります。
- (2)新商号変更予定日 2024 年 1月1日を予定しております。
- (3)ホームページ（新会社HP） <http://ag-ps.co.jp/> 1月8日から表示されます。

2. 合併について

- (1)弊社を存続会社として、合併消滅会社AGミライバライ株式会社と合併いたします。
- (2)合併期日 2024 年 1月1日
- (3)現行の債権債務・契約関係・サービス内容・契約条件等の変更は一切ございません。
- (4)弊社は、消滅会社であるAGミライバライ株式会社の権利義務の一切を承継いたします。

3. 社名変更後の各種帳票類について

(1)既に締結された契約書面について

加盟店契約書、クレジット契約書等、既に両者間で合意された契約書は、そのまま有効です。社名が変わっても契約主体である会社の法人の同一性は維持されます。「AGギャランティー株式会社」名義で締結した契約書は、社名変更後も有効です。

新しい書面などに差替える必要はございませんので、ご安心ください。

(2)未使用の帳票類について

以下の帳票類につきましては、当面の間、旧社名(AGギャランティー)でも、ご使用いただけますが、新しい社名の帳票類が届き次第、旧社名の帳票は、破棄いただきます様、お願いいたします。

・クレジット契約書 等の一式

・預金口座振替依頼書 等

(3)未締結の加盟店契約書、覚書等について

2024 年 1月1日以降に締結予定の場合は、お手数ですが、新社名の契約書を用意させていただきますので、弊社営業担当までお申し出ください。

(4)WEB申込時の印刷時社名について

2024 年 1月 5 日以降に印刷する場合は、新社名が印字されます。

4. 弊社の銀行口座・名義人について

当面の間、弊社銀行口座名義人名につきましては、変更はございません。

また、弊社銀行口座名義人が、新社名(AGペイメントサービス)に変更された場合であっても、当面の間は、旧社名での入金が可能です。なお、口座番号に変更はございません。

5. お客様(消費者)とのご契約関係について

(1) 既に申込されたクレジット申込、締結されたクレジット契約書について
クレジット契約書は、そのまま有効です。

社名が変わっても契約主体である会社の法人の同一性は維持されますので、「AGギャランティ
一株式会社」名義で締結した契約書は、社名変更後も有効です。

(2) 事業所住所、電話番号等の変更はありますか？

住所・電話番号・FAX 番号の変更は御座いません。

(3) 毎月の支払日は変わりますか？

変更はございません。

(4)口座振替の際の通帳印字は変わりますか？

変更はございません。

以上